

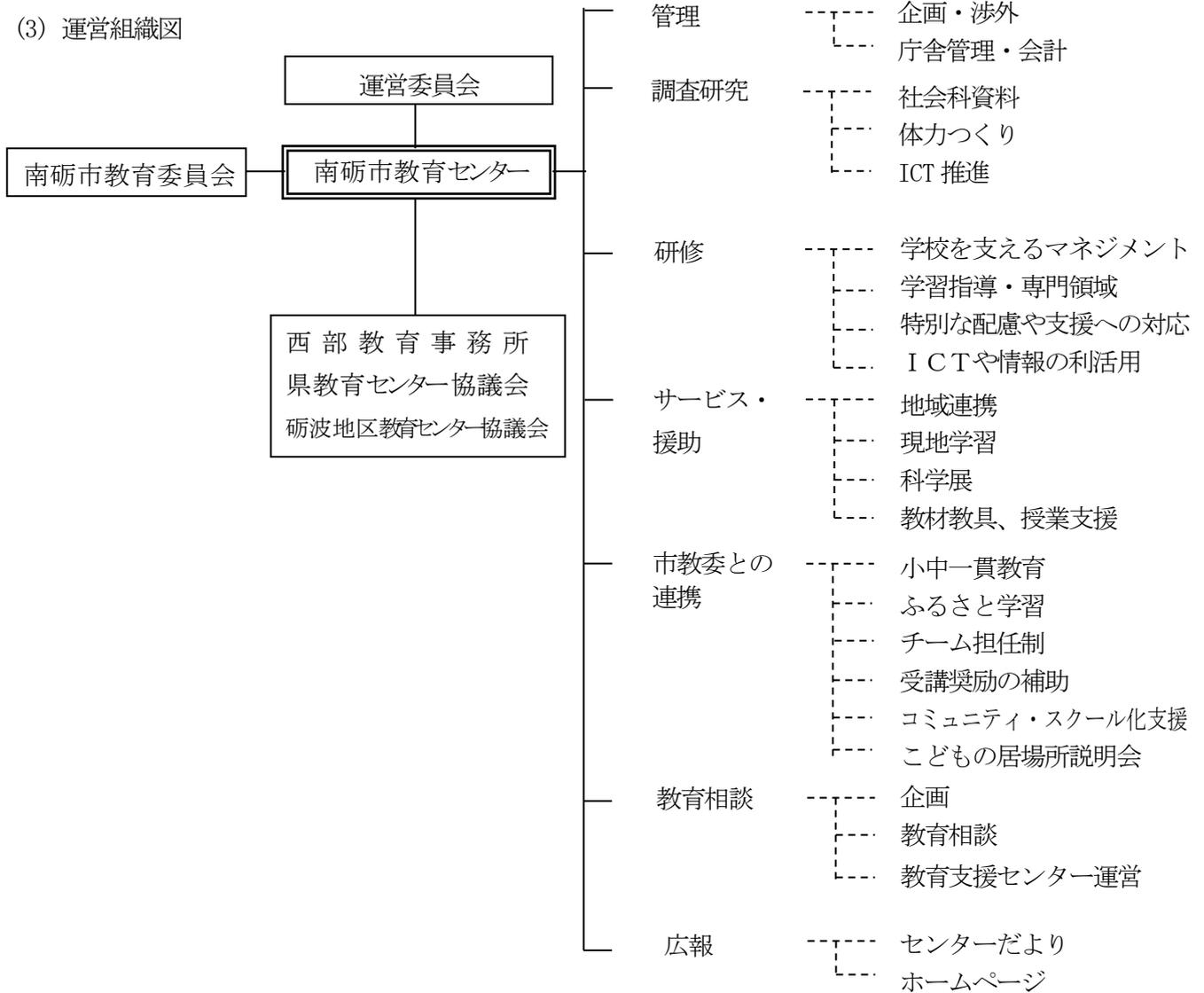
# 令和7年度 南砺市教育センター要覧

- 1 名称 南砺市教育センター
- 2 所在地 〒939-1692  
富山県南砺市荒木1550番地  
電話 0763-23-2031 相談専用 0763-52-6315  
IP電話 2940、2941、2942 FAX 0763-52-6350  
E-mail nanto-ec@nanto.ed.jp
- 3 沿革
- 昭和37.1 福光町立理科教育センター設置  
38.4 福野町理科教育センター、平区域理科教育センター、利賀村理科教育センター設置  
39.4 井波町理科教育センター、城端町理科教育センター、井口村立理科教育センター設置  
42～平成5 各センターの名称を理科教育センターから教育センターに変更  
平成16.11.1 町村合併により7教育センターを廃止し、南砺市教育センターを井波小学校内に設置  
南砺市教育センター条例を定める。  
適応指導教室「いおう教室」が教育センターの所管となる。  
平成17.4.1 南砺市教育センターを南砺市役所井波庁舎内に移転  
ホームページ開設  
平成18.4.1 南砺市適応指導教室設置要綱を定める。  
平成20.4.1 スクールソーシャルワーカー事業を国庫補助で行う。  
平成21.4.1 スクールソーシャルワーカー事業を南砺市単独の事業として行う。  
平成26.4.1 特別支援コーディネーター事業を南砺市単独の事業として行う。  
令和 2.7.1 南砺市役所庁舎統合にともない、南砺市教育センターを南砺市役所別館内に移転  
令和 3.4.1 市教委との連携事業として、小中一貫教育・ふるさと学習・チーム担任制を行う。  
令和 5.4.1 適応指導教室「いおう教室」から、教育支援センター「いおう教室」に名称を変更する。
- 4 運営方針
- (1) 南砺市学校教育発展のための研究・研修を行う。  
(2) 市内幼・保・小・中・義務教育学校の教育活動実践の充実に寄与する。
- 5 運営の重点
- (1) 年齢層に応じた教職員の指導力向上を目指した現職研修を推進する。また、県総合教育センターとの連携や砺波地区教育センター協議会との協業による研修を推進する。  
(2) 不登校及び学校不適応等の特別な支援を必要とする児童生徒の支援や教育相談の充実を図る。  
(3) 学習指導の改善に資するための資料や授業支援、情報提供等の援助活動を推進する。  
(4) 委員会が中心になり、教材・資料等の開発に努め、教育現場での活用に資する。
- 6 運営組織
- (1) 所員
- |                 |       |       |        |
|-----------------|-------|-------|--------|
| 所長              | 松井昌美  |       |        |
| 指導主事            | 塚田香織  |       |        |
| 助手              | 高田美由紀 |       |        |
| 教育指導員（教育支援センター） | 松村朝美  | 中山登   | 清玄寺真佐子 |
|                 | 西村美勝  | 水口千裕  |        |
| スクールソーシャルワーカー   | 島田博英  | 吉田美司子 |        |
| 特別支援教育コーディネーター  | 島田博英  | 岡崎優子  |        |
| ITCE            | 林秀次   |       |        |

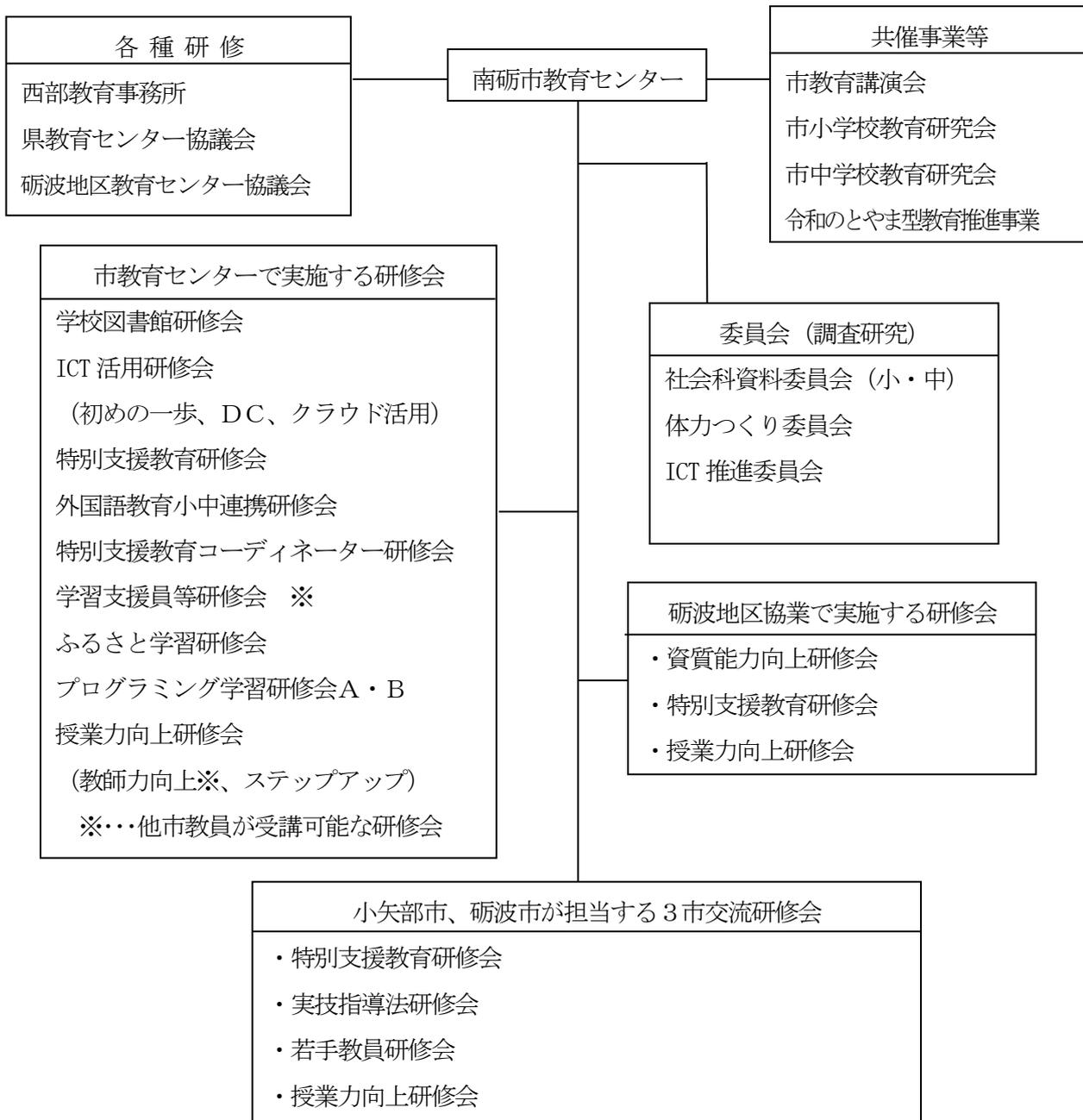
(2) 運営委員

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| 松本 謙一 (教育長)         | 氏家 智伸 (教育部長)       |
| 上野 容男 (教育総務課長)      | 山本 佳和 (教育総務課 副参事)  |
| 小谷 篤史 (教育総務課 主幹)    |                    |
| 中町 寿子 (市小学校長会長)     | 藪口 義裕 (市中学校長会長)    |
| 安田 祐子 (市小学校教育研究会会長) | 安養 貢 (市中学校教育研究会会長) |
| 横山 恵 (市小学校教頭会長)     | 島田 美和 (市中学校教頭会長)   |
| 松井 昌美 (教育センター所長)    |                    |

(3) 運営組織図



## 8 研修組織



## 11 事業概要

### (1) 調査研究事業

番号	事業名	対象	回数	期 日	内 容
1	社会科資料	委員	2回	6月～9月	・小学校社会科資料「わたしたちの南砺市」 改訂、印刷（3年分950冊） ○委員長1名、委員4名
		委員	2回	6月～9月	・中学校社会科資料「身近な地域の学習－地理編－」 改訂、印刷 3年分1,100冊 ○委員長1名、委員3名
2	体力づくり	委員	1回	5月	・体力づくり対策推進について、中学校校区での課題 に対する取組の確認 ※体力調査報告書はセンターで作成する。 ○委員長1名、委員8名（含 派遣スポーツ主事1名）
3	I C T推進	委員	3回	5月～2月	・発達段階に応じた情報活用能力の指標の達成確認 ・デジタル・シティズンシップ教育の授業実践 ○委員長1名、副委員長1名、委員14名（含 ITCE 1名）

### (2) 研修事業 （協）：地区教育センター協業研修

（交）：南砺市・小矢部市・砺波市の教員も参加可能な3市交流研修 ★：新規

番号	事業名	対 象	実施日時	内 容
1	南砺市教育講演会	市内小・中・義務教育学校教職員【悉皆】	4月4日（金） 13:10～16:45	<b>発達障害の理解と支援・指導について</b> 講師：大阪教育大学名誉教授 竹田 契一 先生 会場：各学校（オンライン）
2	学校図書館研修会 （2回開催）	市内小・中・義務教育学校学校図書館担当教諭、 学校司書助手、 図書館職員、希望者	①4月16日（水） 14:30～16:30 ②11月中旬	<b>図書館運営の在り方と共通システムの確認</b> 講師：中央図書館 副主幹 松井 環 先生 会場：中央図書館
3 ★	I C T活用研修会 （初めの一步研修）	市内小・中・義務教育学校初任者【悉皆】、希望者	4月23日（水） 15:00～16:30	<b>I C T活用の基礎</b> 講師：南砺市教育センター ITCE 林 秀次 先生 会場：吉江中学校
4	I C T活用研修会 （DC研修）	市内小・中・義務教育学校教職員 希望者、I C T 推進委員【悉皆】	5月23日（金） 13:30～16:30	<b>デジタル・シティズンシップの授業</b> 講師：一般社団法人メディア教育研究室 代表理事 今度 珠美 先生 会場：福野小学校
5 ★	特別支援教育研修会	市内小・中・義務教育学校特別支援学級担当5年未満【悉皆】、 通級担当、希望者	5月27日（火） 15:00～16:30	<b>特支級の学級づくりと特別な支援を要する 子供への支援と対応</b> 講師：南砺市教育センター 特支コ 岡崎 優子 先生 会場：南砺市役所 大ホール
6	外国語教育小中連携研修会 （2回開催）	市内小・義務教育学校英語専科教員、及び市内 中・義務教育学校英語教員各1名	①5月28日（水） 14:00～16:30 ②11月28日（金） 15:00～16:30	<b>学習者用デジタル教科書の効果的な活用方法</b> 講師：①②西部教育事務所 指導主事 ：①井波小教諭 中谷 真由美 先生 会場：①井波小学校 ②南砺市役所

7 (交)	特別支援教育研修会 担当：砺波市	地区保・認・幼・小・中・義務教育学校教職員	6月2日(月) 15:00～16:30	<b>授業で困っている子供の見取りやその対応</b> 講師：ひよどりスーパーバイザー 西村 優紀美 先生 会場：砺波まなび交流館
8	特別支援教育コーディネーター研修会(2回開催)	①②市内小・中・義務教育学校特支コ【悉皆】 ①教頭【悉皆】	①6月6日(金) 14:00～16:30 ②11月27日(木) 14:00～16:30	<b>特支コの資質向上を目指して</b> 講師：西部教育事務所 研究主事 となみ総合支援学校 特支コ 会場：南砺市役所
9 (交)	学習支援員等研修会	地区小・中・義務教育学校学習支援員、教育支援センター指導員、教職員希望者	6月10日(火) 14:00～16:30	<b>特別な支援を要する子供への支援と対応</b> 講師：富山県こどもこころの相談室 深澤 大地 先生 会場：南砺市地域包括ケアセンター
10	とやま呉西圏域連携事業「ICT教育環境に関する調査・研究」 【小矢部市と協業】	呉西地区小・中・義務教育学校教職員	6月27日(金) 14:50～16:40	<b>セカンドGIGA 新しい時代に必要な資質・能力について理解を深める</b> 講師：日本教育情報化振興会会長 富山大学 名誉教授 山西 潤一 先生 会場：南砺市地域包括ケアセンター
11	ふるさと学習研修会 【市教委共催】	市内小・中・義務教育学校教職員	7月～8月中	<b>南砺市のよさを発見</b> 講師：未定 会場：南砺市内
12 (協)	授業力向上研修会 担当：小矢部市	地区小・中・義務教育学校教職員希望者	7月25日(金) 14:00～16:30	<b>子供が主体的に学びに向かう授業づくり</b> 講師：文部科学省学校DX戦略アドバイザー 國香 真紀子 先生 会場：小矢部市民交流プラザ
13 (協)	特別支援教育研修会 (兼)特別支援教育コーディネーター研修会 担当：南砺市	地区小・中・義務教育学校特支コ【悉皆】、地区小・中・義務教育学校教職員希望者	7月29日(火) 14:00～16:30	<b>通常級にいる個別の支援を必要とする児童生徒への対応</b> 講師：東京農工大客員教授 河野 俊寛先生 会場：南砺市地域包括ケアセンター
14	理科教育講座(自然観察)入門コース 【連携研修事業】	地区小・中・義務教育学校教職員希望者	7月30日(水) 1日	<b>理科教育講座(自然観察)入門コース</b> 講師：県総合教育センター科学情報部 会場：小矢部市内
15 (交)	若手教員研修会 担当：小矢部市	地区小・中・義務教育学校30歳以下の教職員及び希望者	8月4日(月) 14:30～16:30	<b>若手教員の資質向上に資する研修会</b> 講師：県総教セ科学情報部 学力向上アドバイザー 中川 邦章先生 会場：小矢部市民交流プラザ
16	プログラミング学習研修会A	市内小・義務教育学校5年算数科担当教職員【悉皆】及び希望者	8月5日(火) 14:00～16:30	<b>5年算数科でのスクラッチ教材指導法</b> 講師：南砺市教育センター ITCE 林 秀次 先生 会場：福光東部小学校
17	プログラミング学習研修会B	市内小・義務教育学校6年理科担当教職員【悉皆】及び希望者	8月6日(水) 14:00～16:30	<b>6年理科でのマイクロビット教材指導法</b> 講師：南砺市教育センター ITCE 林 秀次 先生 会場：福野小学校
18	(仮)緊急下の子どもこころのケア研修会	市内小・中・義務教育学校教職員希望者	8月8日(金) 1日	<b>子どものための心理的応急処置</b> 講師：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 会場：未定

19 (協)	資質能力向上研修会 担当：砺波市	地区小・中・義務教育学校教職員希望者	8月8日(金) 14:30~16:30	<b>不登校の子供、保護者への対応について</b> 講師：富山大学 教授 喜田 裕子 先生 会場：砺波まなび交流館
20 (交)	実技指導法研修会 担当：砺波市	地区保・認・小・中・義務教育学校教職員希望者	8月18日(月) 14:00~16:30	<b>体力向上に関する研修会【表現運動】</b> 講師：千葉大学教育学部 准教授 七澤 朱音 先生 会場：砺波体育センター
21 (交)	授業力向上研修会 (ふるさと教育) 担当：小矢部市	地区小・中・義務教育学校教職員希望者	8月19日(火) 8:30~12:00	<b>知らない小矢部を発見しよう</b> 講師：県文化財保護指導委員 山本 善継 先生 会場：小矢部市内
22 (交) ★	授業力向上研修会 (教師力向上研修)	地区保・認・幼・小・中・義務教育学校教職員希望者	①4月11日(金) ②5月1日(木) ③6月4日(水) ④9月3日(水) ⑤10月2日(木) ⑥11月18日(火) ⑦1月27日(火)	<b>信頼関係を基盤とする授業づくり</b> 講師：南砺市教育委員会 教育長 松本 謙一 先生 会場：市内各小・中・義務教育学校 時間：15:30~16:45
23	授業力向上研修会 (ステップアップ研修)	市内小・中・義務教育学校7~9年次教職員	5~1月 ※希望日から調整	<b>事後研修会と公開授業を通して、授業力向上を目指す(7~9年次教職員等)</b> 会場：市内各小・中・義務教育学校
24 ★	I C T活用研修会 (クラウド活用研修)	市内小・中・義務教育学校教職員	9月~11月	<b>Google等を学ぶ研修</b> 講師：Googleの方 or I C T支援員 会場：南砺市役所
25	令和のとやま型教育推進事業 【市教委共催】	市内小・中・義務教育学校教職員		福光南部小、南砺つばき学舎
26	国内長期研修	推薦【2名】	3か月以内	福野小 新屋 歩 教諭 南砺つばき 本田 祐樹 教諭
27	国内短期研修	推薦【15名】	6~1月	個人の計画による

### (3) サービス・援助事業

番号	項目	対象	期日	内容
1	南砺市地域連携教育事業	小・中・義務教育学校	随時	・他校との合同学習への支援
2	校外学習	小・中・義務教育学校	随時	・バス借り上げ、見学場所への連絡・調整
3	科学展覧会	小・中・義務教育学校	審査9月12日(金) 表彰式 14日(日) 展示 13日(土) ~14日(日) 搬出 17日(水)朝	・市科学展覧会の開催 会場：井波総合文化センター ・県科学展覧会への出展
4	教材・備品貸出	小・中・義務教育学校 関係機関	随時	・教材、図書の貸出 ・小学校外国語活動用資料等の貸出 ・マイクロビット教材の貸出 ・A E Dの利用申込
5	センターだより	小・中・義務教育学校 関係機関	随時	・「教育センターだより」の発行(年3回) ・ホームページの更新

6	教材・教具斡旋・紹介	小・中・義務教育学校	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒメダカの斡旋（5月）</li> <li>・研究会資料等の紹介</li> </ul>
7	月行事予定の作成	小・中・義務教育学校	毎月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内学校の行事予定のとりまとめ（各校で共通フォルダに書き込む）</li> </ul>
8	研修申込・調査等の集計	小・中・義務教育学校	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県教委、教育センター等の研修申込申請のとりまとめ</li> <li>・依頼調査等の集計</li> </ul>
9	「履歴を活用した対話に基づく受講奨励」の補助	小・中・義務教育学校	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講奨励のための補助資料「令和7年度の教育センター研修一覧」の作成・送付</li> </ul>
10	チーム担任制の推進	小・中・義務教育学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料送付4月</li> <li>・取組状況アンケート1月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任者、新小学1年生保護者に「チーム担任制」に係る資料送付</li> <li>・取組状況アンケートの作成と報告</li> </ul>
11	NYT道場 (若手教師道場)	保・認・小・中・義務教育学校6年次までの教職員	6月～11月 年間3回実施予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NYT運営委員への支援</li> </ul>
12	ICTサポートプロジェクト (R5～7年度の3/3年目)	小・中・義務教育学校	5月～1月 約40日、約70時間の授業参観と支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT機器を活用した授業の支援</li> <li>・効果的なICT機器活用の助言や校内研修の支援</li> <li>・デジタル・シティズンシップ教育の推進</li> </ul>

(4) 市教育委員会等との連携事業 ★：新規

番号	項目	対象	期日	内容
1	小中一貫教育の推進	小・中・義務教育学校	R8.2.27(金)までにデータで報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各中学校区の「小中一貫教育取組状況」の報告の集約</li> </ul>
2	ふるさと学習の推進	小・中・義務教育学校	7～8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ふるさと学習研究会」の企画、運営</li> </ul>
3	コミュニティ・スクール設置に向けた支援	小・中・義務教育学校	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校長会と連携して、コミュニティ・スクール設置に向けた支援</li> </ul>
4	こどもの居場所説明会	小・中・義務教育学校及び保護者	6月11日(水) 15:30～16:30 福野市民センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内及び近隣のフリースクール等が、各自の施設の運営方針や事業内容を説明する場の設定と企画・運営</li> </ul>
★ 5	幼保小連携の推進 【こども課】	保・認・小・中・義務教育学校	未定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタートカリキュラムの作成に向けての研修会の開催</li> </ul>
★ 6	こどもの権利条例の推進 【こども課】	小・中・義務教育学校	6月～7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教材作成に関わる研修の開催</li> </ul>

(5) 教育相談事業

番号	項目	期日	内容
1	教育相談	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談・悩み相談、関係機関との連携</li> </ul> 南砺市教育センター（南砺市役所別館4階） 相談専用電話 0763-52-6315 教育支援センター「いおう教室」

		相談専用電話 0763-52-5593	
2	クローバー相談会 <子育て全般に関する相談>	毎回 10:00～15:00 ① 5月10日(土) ② 6月7日(土) ③ 7月5日(土) ④ 9月6日(土) ⑤ 11月8日(土) ⑥ 12月6日(土) ⑦ 1月24日(土) ⑧ 2月28日(土)	<b>○ 保護者向け子育て相談</b> 助言者：公認心理師・臨床心理士 大浦 暢子 先生 会 場：福野文化創造センター ①③⑤⑦ 福光福祉会館 ②④⑥⑧
3	教育支援センター 「いおう教室」	随時	<b>○ 不登校児童生徒への支援・指導</b> 場所：南砺市福光 1137 番地 福光青少年センター 3階 時間：月曜日から金曜日まで 9:00～15:00 長期休業中は、学校に準ずる。
4	スクールソーシャルワーカー活用事業	随時	<b>○ 問題を抱える児童生徒への対応</b> ① 小・中・義務教育学校支援 (ケース会議、担任支援、児童生徒観察等) ② 家庭訪問 ③ 保護者を交えた関係者会議 ④ 保護者面談 ⑤ 児童生徒支援・面談 ⑥ 関係機関との連携 ⑦ 保護者との電話相談 (メールを含む)
5	特別支援教育コーディネーター活用事業	随時	<b>○ 特別な支援を必要とする児童生徒への対応</b> ① 小・中・義務教育学校支援 (ケース会議、担任支援、児童生徒観察等) ② 保護者を交えた関係者会議 ③ 保護者面談 ④ 児童生徒支援・面談 ⑤ 関係機関との連携 ⑥ 保護者との電話相談 (メールを含む)

施設案内図



## ○南砺市教育センター条例

平成 16 年 11 月 1 日  
条例第 88 号

(設置)

第 1 条 市の教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、教育センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 南砺市教育センター
- (2) 位置 南砺市荒木 1550 番地

(事業)

第 3 条 南砺市教育センター(以下「教育センター」という。)は、市教育の振興を図るため、次の事業を行う。

- (1) 教育関係職員の研修に関する事。
- (2) 教材及び資料の作成及び配布に関する事。
- (3) 学習指導の研究、指導及び援助に関する事。
- (4) 教育の理論及び実践に係る調査及び研究に関する事。
- (5) 教科書研究に関する事。
- (6) 生徒指導の充実強化に関する事。
- (7) 教育相談に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(職員)

第 4 条 教育センターに所長及び必要な職員を置く。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 30 日条例第 13 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 19 日条例第 3 号)抄

この条例は、南砺市役所の位置を変更する条例(平成 30 年南砺市条例第 34 号)の施行の日(令和 2 年 7 月 1 日)から施行する。

## ○南砺市教育センター条例施行規則

平成 16 年 11 月 1 日  
教育委員会規則第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南砺市教育センター条例(平成 16 年南砺市条例第 88 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会)

第 2 条 南砺市教育センター運営のため、運営委員会を置く。

2 運営委員は次に掲げる者のうちから南砺市教育委員会が委嘱する。

- (1) 所管に属する学校職員
- (2) 教育委員会事務局職員
- (3) 教育研究団体に所属する者
- (4) 学識経験者

3 任期は、1 年とする。

(会議)

第 3 条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は委員会を開催するときは、あらかじめ日時、議題等を、委員に通知する。

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、教育センターにおいて処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 2 条の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までとする。

## ○南砺市教育支援センター設置要綱

令和5年3月15日  
教育委員会告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっている児童生徒(以下「不登校児童生徒」という。)に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談及び指導を行い、その社会的自立に資するため、南砺市教育支援センター(以下「センター」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 いおう教室
- (2) 位置 南砺市福光 1137 番地(福光青少年センター内)

(所管)

第3条 センターの所管は、南砺市教育センター(以下「教育センター」という。)とし、センターの代表者は、南砺市教育センター所長(以下「所長」という。)とする。

(対象者)

第4条 センターに入級できる者は、南砺市立の小中学校及び義務教育学校に在籍する不登校児童生徒とする。

2 前項に規定するもののほか、南砺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める者も対象とする。

(指導者)

第5条 センターに教育指導員(以下「指導員」という。)を置く。

2 指導員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教員経験を有する者
- (2) 教育委員会が適当と認める者

3 指導員は、不登校児童生徒の在籍校及び関係機関と連携してセンターの運営にあたる。

4 指導員は、不登校児童生徒の学校復帰後も、必要に応じて継続的に支援を行う。

5 指導員は、所長が必要と認める会議に出席し、必要に応じて運営状況を報告するものとする。

(開設日及び時間)

第6条 センターの開設日及び時間は、次のとおりとする。ただし、所長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 開設日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、南砺市立学校管理規則(平成16年南砺市教育委員会規則第10号)に規定する休業日は、開設しないものとする。
- (2) 開設時間は、午前9時から午後3時までとする。

(事業内容)

第7条 センターは、南砺市立の小中学校及び義務教育学校の生徒指導主事、スクールカウンセラー(以下「SC」という。)、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)、南砺市教育センターのSSW、特別支援教育コーディネーター等と連携し、次に掲げる事業を行う。

- (1) 不登校児童生徒の教育相談に関すること。
- (2) 社会的自立を図るための指導及び援助に関すること。
- (3) 不登校児童生徒に関する情報収集及び調査研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(運営委員会)

第8条 前条の事業の具体的な実施運営に関する事項は、南砺市教育センター運営委員会(南砺市教育センターの運営、事業計画、その他必要な事項について協議する委員会で、所管に属する学校職員、教育委員会事務局職員、教育研究団体に所属する者、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者をもって構成するものをいう。)において定期的に協議する。

(入級又は退級の申請)

第9条 センターへの入級又は退級を希望する不登校児童生徒の保護者は、教育支援センター入級・退級申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を在籍校の学校長(以下「学校長」という。)に提出するものとする。

2 学校長は、申請書が提出されたときは、教育支援センター入級・退級申請報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)に当該申請書を添えて所長に提出するものとする。

3 不登校児童生徒が複数年度にわたり入級する場合は、毎年度、入級の申請を行うものとする。  
(入級又は退級の決定)

第10条 所長は、報告書の提出があったときは、その内容を審査し、その審査の結果、入級又は退級が必要と認められるときは、教育支援センター入級・退級承認書(様式第3号)により学校長に通知し、及び教育支援センター入級・退級承認通知書(様式第4号)により学校長を経由して保護者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(南砺市適応指導教室設置要綱の廃止)

2 南砺市適応指導教室設置要綱(平成18年南砺市教育委員会告示第6号)は、廃止する。